

静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第75号

静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則

静岡県港湾管理規則（昭和36年静岡県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前

(許可申請書)

第14条の5 (略)

2 1級駐車場の一般使用者は、知事が交付する駐車券を受領することにより、知事の許可を受けなければならない。

別表第1 (略)

港湾施設制限載荷重表

港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	同	江尻6号から12号岸壁	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (略)

係留施設制限負荷重量表

係留施設			負荷重量 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	同	江尻6号から12号岸壁	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

改正後

(許可申請書等)

第14条の5 (略)

2 1級駐車場の一般使用者は、知事が別に定める方法により、知事の許可を受けなければならない。

別表第1 (略)

港湾施設制限載荷重表

港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	同	江尻6号から10号、旧11号岸壁	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	江尻11号、12号岸壁	1.0
	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (略)

係留施設制限負荷重量表

係留施設			負荷重量 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	同	江尻6号から12号岸壁	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

			方メー トル当 たり)				方メー トル当 たり)
清水港	(略)	(略)	(略)	清水港	(略)	(略)	(略)
	同	江尻 6 号か ら <u>12号</u> 岸壁	(略)		同	江尻 6 号か ら <u>10号</u> 、 <u>旧</u> <u>11号</u> 岸壁	(略)
	<u>静岡市清 水区袖師 町地先</u>	(略)	(略)		<u>静岡市清 水区袖師 町地先</u>	<u>江尻11号、</u> <u>12号</u> 岸壁	<u>1.0</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。